

2021年12月8日

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当社が行う各種原則に適合する投融資については外部評価を受けております。外部評価を受けていない投融資については、投融資商品の運営、融資内容の確認等を所管する本部部署が、当該原則等への適合性を確認いたします。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（ICMA）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン（ICMA）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当社が行う各種原則に適合する投融資については外部評価を受けております。外部評価を受けていない投融資については、投融資商品の運営、融資内容の確認等を所管する本部部署が、当該原則等への適合性を確認いたします。

また、当社では、外部評価を受けているグリーンボンドおよびサステナビリティボンドに投資しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当社が行う各種原則に適合する投融資については外部評価を受けております。外部評価を受けていない投融資については、投融資商品の運営、融資内容の確認等を所管する本部部署が、当該原則等への適合性を確認いたします。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（ICMA）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当社が行う各種原則に適合する投融資については外部評価を受けております。外部評価を受けていない投融資については、投融資商品の運営、融資内容の確認等を所管する本部部署が、当該原則等への適合性を確認いたします。

また、当社では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ボンドに投資しております。

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（ICMA）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会）
- ・グリーンボンド原則（ICMA）
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（ICMA）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当社が行う各種原則に適合する投融資については外部評価を受けております。外部評価を受けていない投融資については、投融資商品の運営、融資内容の確認等を所管する本部部署が、当該原則等への適合性を確認いたします。

なお、ロードマップが存在する分野にかかるトランジション・ファイナンスについては、当該ロードマップとの整合性もあわせて確認いたします。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

以下のいずれかに該当する投融資（資金使途が以下の通り限定されている投融資）であること（※）

- ・再生可能エネルギー関連プロジェクトへの投融資
- ・再生可能エネルギー発電設備への投融資
- ・認証取得済のグリーンビルディング・ZEB への投融資
- ・グリーンビルディング、ZEB、ZEH 等開発プロジェクトへの投融資
- ・ZEH へのアパート・マンションローン
- ・ZEH への住宅ローン

※ 当該プロジェクト等が環境に及ぼす影響や投融資先の環境に配慮した取組みを適切に把握・評価したうえで採択したものに限る

(2) 上記（1）の基準の策定および（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当社独自の基準については、りそなグループ全体でサステナビリティに関する重要事項を一元的に管理するグループ SDGs 推進委員会において、グループとしての考え方を整理のうえ、具体的な基準については、親会社と協議して決定しております。

投融資にかかる当該基準への適合性については、投融資商品の運営、融資内容の確認等を所管する本部部署がチェックを行っております。

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行（庫・社）では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行（庫・社）独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

以下の要件を全て満たす融資であること

- ・融資先の気候変動対応に対する考え方や課題を対話を通じて把握していること
- ・融資先が気候変動対応に紐づいた目標を設定していること（※1）
- ・融資の実行期間中、融資先自身が目標の達成状況を年1回以上当社に報告し、当社にて確認すること（※2）
- ・融資先の気候変動対応に資する取り組みを推進するため、目標の達成状況に応じて借入金利や手数料等融資の経済条件が変動する仕組みを有すること

※1 目標については、第三者による意見を取得しないものや、中小企業も含めた融資先が行動に移しやすいという観点で設定されたものも含まれる

※2 目標の達成状況の報告については、第三者によるレビューを取得しないものも含まれる

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当社独自の基準については、りそなグループ全体でサステナビリティに関する重要事項を一元的に管理するグループSDGs推進委員会において、グループとしての考え方を整理のうえ、具体的な基準については、親会社と協議して決定しております。

投融資にかかる当該基準への適合性については、投融資商品の運営、融資内容の確認等を所管する本部部署がチェックを行っております。

以 上